

平成 21 年 06 月 11 日現在

研究種目：特定領域研究

研究期間：2003～2008

課題番号：15084204

研究課題名（和文） 市民の民事裁判使用行動

研究課題名（英文） Nationwide Survey of Civil Litigation Behavior

研究代表者

ダニエル・H・フット（Daniel H. Foote）

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：10323619

研究成果の概要：訴訟アクセス，訴訟進行上の意思決定における当事者・弁護士・裁判所間の相互作用のダイナミクス，当事者および代理人による訴訟制度と訴訟手続きについての評価を詳細に解明することができた。また，それらと一般人の訴訟や弁護士への期待との比較を通じて，より親しみやすく使いやすい民事訴訟制度のあるべき姿を探求できた。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2003 年度	4,800,000	0	4,800,000
2004 年度	6,900,000	0	6,900,000
2005 年度	10,200,000	0	10,200,000
2006 年度	51,600,000	0	51,600,000
2007 年度	800,000	0	800,000
2008 年度	1,400,000	0	1,400,000
総計	75,700,000	0	75,700,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法社会学，裁判学，民事訴訟，司法アクセス，弁護士制度，紛争解決

1. 研究開始当初の背景

民事訴訟記録に基づく訴訟当事者とその代理人弁護士に対する質問票調査は極少数存在していたのみであり，社会科学的に厳密なランダム抽出による全国調査は事実上皆無であった。

2. 研究の目的

民事訴訟における当事者と弁護士の訴訟進行上の意思決定のダイナミクスを実証的に解明し，裁判へのアクセス，訴訟進行上の戦

略，原告側と被告側の相互作用，当事者と弁護士の相互作用，当事者と裁判所間の相互作用等の多面的なダイナミクスを解明することが目的である。さらには，それらの知見に基づいて民事訴訟制度のあるべき姿と改正への示唆を行うことも目的としている

3. 研究の方法

最高裁判所の協力を得て，全国50の地方裁判所の本庁で，ランダム抽出された2004年終結事件の訴訟記録を詳細に転記し，訴訟

の展開、紛争解決内容をデータベース化する。このデータベースに基づいて、全ての当事者とその訴訟代理人弁護士への質問票調査を行う。対照群として、一般人に対する社会調査を実施する。こうして得られたデータを統計学的に分析している。

4. 研究成果

訴訟アクセス、訴訟追行上の意思決定における当事者・弁護士・裁判所の間の相互作用のダイナミクス、当事者および代理人による訴訟制度と訴訟手続きについての評価を詳細に解明することができた。また、それらと一般人の訴訟や弁護士への期待との比較を通じて、より親しみやすく使いやすい民事訴訟制度のあるべき姿を探求できた。

以下では具体的成果の一部を紹介する。

川島武宜の「日本人の法意識」以来、日本人は訴訟嫌いであるかどうかというテーマは多くの法曹関係者の興味をひきつけてきた。川島の議論の最大根拠として、諸外国と比較して、日本には訴訟が少ないことがあげられている。司法統計で人口比の計算をすれば、確かにこれは事実である。ところが、反論として、日本では訴訟に時間と費用がかかる、弁護士を容易に見つけられないなどの制度的障害が、この訴訟件数の少なさの原因であり、文化的な説明は誤りであるというものがある。さらに、日本では、訴訟の結果が、勝ち負けだけでなく、損害賠償額まで予測できるという、予測可能性の高さにより、示談で解決してしまうという主張もある。

日本の民事訴訟の当事者がどのような人々であるのか、年齢、性別、職業、など社会的属性を検討して、この懸案の解決に寄与した。

調査は、最高裁事務総局の協力のもと、事件記録番号を使用して、全国50地裁において、各地裁の事件数に比例した民事事件を抽出して実施したものである。大都市において、人口比よりも事件数が多く、総数1132件中、東京321件(28.4%)、大阪169件(14.9%)であった。

対象事件は、2004年終局事件で、家事事件は除いた。控訴中で地裁に戻っていない事件、非公開の事件は閲覧できず、結果として対象からはずれた。また、アンケート調査の対象とする当事者を選ぶことが目的であったため、原告・被告双方に、一人も自然人が含まれない事件、つまり、法人どうしの事件は除外した。このようにして閲覧した事件記録から得た当事者の氏名と住所を使用して、当事者と代理人にアンケート調査を行った。

1132件の訴訟記録の当事者について、当然ながら、個人の固有名詞や個別事件について言及することは許されない。しかし、業界な

どのカテゴリーにすれば、その特長について、いくつかの指摘ができる。

まず、原告側に、独立行政法人都市再生機構が94件、クレジットカード会社が確認できただけで70件、信用保証協会67件が見立って多い。住宅供給公社10件に加えて、都道府県と市町村が原告当事者の場合、県営や市営住宅の家賃や明け渡し(家賃が理由でない)訴訟である。都道府県は25件、市町村27件であった。ちなみに国が原告は1件のみであった。

金融関係について、銀行10件、損保10件、証券1件、生保1件、信用金庫6件といったところで、予想よりも少なかった。債権取立ては、サービサーなどに任せているようである。債権回収会社は8件、保証株式会社17件であった。

被告については、個人が圧倒的である。クレジットカード会社が51件以上、当時社会問題化していた信用保証関係会社2社に十数件が目立つ。その他で、ある種の業種で二桁にのぼるものは確認できない。損保7件、協同組合5件、学校法人4件、証券3件、生命保険3件、歯科医師2件、自動車販売2件、信用金庫2件、弁護士2件である。しかし、おそらく、不動産業は、個人事業となっているか、名称で判別できないために確認できないと推察される。土建業も同様である。医療過誤も、個人相手の訴訟となっているため確認できない。

原告に関して、ある大手企業に複数の事件が確認できるのに対して、同業のライバル大手企業がひとつもない事例がある。その企業が、方針あるいは戦略として訴訟を使い、ライバル会社は使わないといったことがあるとすれば興味深い。ひとつひとつの業界の独立性の高さに鑑みれば、全業界一斉にではなく、業界ごとに訴訟が使われるようになっていくと、私は予想している。その場合に、ある業界内においても、有力企業が先駆けることによって変化がもたらされるとすれば、なおさら、この現象は興味深い。ただし、統計的な検証のようなことが可能な次元の議論ではない。

裁判経験者が、普通の日本人ではないとすれば、訴訟をしない人がまともな日本人であるという「日本人は訴訟嫌いである」という文化論が支持される根拠となりうる。訴訟経験のある当事者のアンケートによれば、確かに、訴訟経験者グループは、一般的な日本人とやや異なる。性別、学歴、世帯収入、総資産、いずれにおいても平均的な人々でない比率は高い。

しかしながら、平均からかけ離れた人々だけが訴訟しているとは到底言いがたい程度の偏りしかないことに注目すべきである。勝ち目がおよそないにもかかわらず訴訟を吹

っかけるようなパーソナリティーがいるのかについても、その数は極めて少数に過ぎないことが予測できる。

以上のことから、アンケート調査で質問できるような社会的属性について、それほど大きな特徴はない人々が訴訟当事者であると結論できそうである。ただし、よりデリケートな特殊事情を抱えている人が多く含まれている可能性は排除できない。たとえば、訴訟当事者の住所が刑務所内である場合が数名、訴えた相手が本名でなかったケースは、それ以上あった。

蛇足であるが、刑事裁判においては平成15年から、被告人が外国籍である比率が10%を超えている。2004年終局民事事件では、名前から推測したところ、事件数では2%に満たなかった。日本文化論を議論するよりも、外国人当事者による訴訟と彼らとの共存を検討するほうが急務との印象を持った。

当事者らが語る裁判への期待と、弁護士さんに強く現れます和解志向との間には、かなりのズレがみられる。当事者にみられる判決志向の強さが顕著と言える。裁判に何を期待したかと尋ねると、まず「白黒をはっきりさせる」こと、「自分の権利を守る」こと、さらに「相手に非を認めさせる」というような、判決に適切な裁判期待が強く出てくる。他方で「話し合いをしたい」、あるいは「相手との関係を修復したい」といったような、和解に適切な期待につきまちは期待していない。

裁判への期待を当事者カテゴリー別に見ると、どのカテゴリーでも「白黒をはっきりさせる」ことの方が「話し合いの場をもつ」ことへの期待よりも強くなっているが、「白黒をはっきりさせる」ことへの期待は特に本人訴訟原告の場合に強く、本人訴訟被告には相対的に弱いこと、また「話し合いの場を持つ」ことへの期待は、代理人付原告の場合に特に弱いというように、カテゴリー別の特徴もみられる。

他方で弁護士の方ですが、「やらねばならない社会的責務を負う事件だと思った」ので事件を引き受けたという回答については、どちらかという和解で終わった場合に多いということが、統計的に有意差があるものとして出てくる。「内容的に興味深い事件だった」あるいは「公益的事件だった」という回答についても、和解で終わった場合に多くみられるという傾向があって、弁護士の公益使命感は判決よりも和解に結びついている可能性が見てとれる。

弁護士の受任動機を因子分析すると、「公益責務感」が一つのまとまった動機として取り出され、「公益責務感」は有意傾向を持って判決よりも和解を志向している。

弁護士がついている場合、当事者は裁判官

の和解勧誘をあまり正確に認識していないようである。当事者は「ある程度」勧められたと思っているようだが、弁護士の回答では和解が勧められていない場合がかなりあるので、そのような場合でも当事者は和解を勧められたと思っているようである。しかも、このような当事者の認知は、判決か和解かの結果と統計的に有意な関係に無いようである。一見して和解勧誘の強さと裁判結果に関係がみられそうだが、もともと「強く勧めた」と「ある程度勧めた」に回答が集中しているため、有意差があるかどうか微妙なところである。ところが、弁護士の認知している和解勧誘の強さと裁判結果との間には明らかな相関関係がみられる。弁護士が感じ取っている和解勧誘の強さの方が、当事者の認知よりも一層裁判結果を左右しているようである。

更に、裁判官が具体的な和解案を提示した場合には、80%を超えて和解になっており、これは和解案を提示しなかった場合よりも明らかに和解で終わる傾向をみせている。心証を開示した場合でも和解で終わる比率が高いが、これは統計的に有意であるかどうかやや微妙である。

クラスタ分析により4つのグループをつくってみると、回答者数もある程度まとまっているグループが見えてくる。

比較的数字が多いものが2つ目のクラスタである「標準関心型」で、全体的に平均的な和解関心を有している。この和解関心というのは、訴訟当事者がどのような理由で和解したのか、和解の際に何を考慮したのかを尋ねた質問への回答結果を因子分析した。ここで取り出された「人間関係」因子とは、家族や勤務先などの受け止め方が気になるから和解するという関心のことであり、「負担回避」因子とは、裁判を続けると更に金銭的・精神的な負担がかかるのでそれを避けたいという関心であり、「結果志向」因子とは、和解の結果が相場に沿っているとか納得できるというような結果の妥当性への関心のことである。このような関心をそれぞれの和解当事者がどの程度重要と考えていたかによって当事者を分類した結果、第2グループが3つの因子の影響を平均的に受けている標準的なグループであるという結果となった。

それに対して、第1のグループは、第2グループに次いで数の多いグループであり、このグループは人間関係を他の和解当事者よりも強く考慮して和解に応じたグループとなっている。確かに、そのような人が相当数いるであろうことは考えられる。3番目のクラスタだが、このグループにもかなりの該当者数があるが、このグループには、経過志向が特に弱い。つまり、相場に沿った結果であるとか、あるいは結果が納得できるとかに対する関心が相対的にみてもはっきりと弱いと

いう特徴がみられる。このグループは、全体的に3つの和解関心の全ての得点が比較的低い、特に結果に対する関心が低いままに和解に応じている。また、このグループは学齢も他のグループよりも低いようであり、裁判にそもそも期待や不安を余り抱いていない。さらに、裁判に対する評価も裁判を経験した後にさらに悪くなっているというように、かなり変わった特徴を見せている。投げやりな態度で訴訟をし、投げやりな態度で和解に応じているようにみえるのがこのグループで、このような和解当事者が相当数いることが注目される。

最後に第4グループだが、このグループは結果だけに関心を集中している。このグループは、統計的に有意差をもって裁判に実質的に勝訴したとの判断をしている傾向があり、またそのような手続を正当だと評価する傾向もみせている。また、このグループは、裁判を経験して裁判に対するイメージも良くなっているし、学歴も他のグループよりも高い。

さらに和解に関連する研究成果を続ける。和解をしたときに、それがどのような影響を当事者の評価に与えるか、という観点から分析をする。

背景にある問題意識は、訴訟手続において和解が現実にはどういう機能を果たしているか、とりわけ、古くは裁判官の間で、和解判事になるなかれという言葉もあったと言われているが、近年は和解の機能をより積極的なものとしてとらえるという見方がごく一般的なものとなっている。では、実際に和解が期待されているような機能を果たしているのかをぶんせきする。

具体的には、本調査においては、全ての回答者に対して、() 事件の終結形態(判決か、和解か、それ以外か)と() 裁判の過程で和解交渉があったかどうか、を聞いた。これに対して、訴訟手続の評価に関する質問としては、さまざまなものを聞いているが、ここでは、その中でも手続全体の評価に関わると思われるものとして、(a) 裁判結果は勝訴であったか敗訴であったか、(b) 裁判結果は正当であったかどうか、(c) 類似の問題に将来巻き込まれた場合に、裁判手続を再び利用したいと思うかどうか、といった点に関するものを取り上げる

裁判手続中の和解交渉の有無については、「した」が44%、「しなかった」が56%となっている。また、和解交渉のあった事件は、その多くが和解で終結し(65.4%)、和解交渉のなかった事件は、その多くが判決で終結している(65.8%)。

まず、事件が判決で終結した場合と和解で終結した場合それぞれについて、結果の勝敗について、どのような回答がされているかを

分析した。これらによれば、判決の場合のほうが、「勝訴だった」、「敗訴だった」という両端の項目に回答が集まる傾向があり、和解のほうが中間に集まる傾向があることが見て取れる。このことは、判決がどちらかといえばオールオアナッシング的な解決に傾き、和解が互譲による妥協的な解決である、という一般的な理解に即した結果である。判決事件、和解事件ともに、3の「どちらともいえない」よりもわずかに「勝訴だった」という方向に平均が傾いている。しかし、判決事件の平均と和解事件の平均を比較しても、両者の間には統計的に有意な差は認められない。したがって、終結形態が判決であったか和解であったかによって、結果の勝敗の評価に差が出るとは言えない。なお、本人訴訟原告の場合には、和解の方が勝訴だったと評価されているように見えるが、これも、統計的には、必ずしも有意とは言えない($p=0.110$)。以上の結果から、和解の場合においても、当該和解を有利だと考える当事者いるのと同じくらい、不利だと考える当事者がいる、ということであり、その点では、判決も和解も、程度の差こそあれ本質的な違いはない、ということになる。とすれば、判決よりも当事者双方が得をするといういわゆる「ウィン・ウィン」的な和解というものは、現実にはあまり多くない、ということになる。

結果を正当と考えるか不当と考えるか、という点についても質問している。その結果を判決・和解別に比較した。これによれば、結果の正当性の評価についても、判決の場合の方が和解の場合よりも両極端に偏る傾向があるが、全体の平均については、判決当事者、和解当事者ともに、わずかに「正当だ」という方向に傾いており、両者の間では、やはり有意な差が認められない。実は、今回の調査では、裁判結果の勝敗の評価と裁判の正当性の評価とは、高い相関関係があるという結果が出ている(両者の間の相関係数は、全回答者については0.750、判決事件のみの場合には0.752、和解事件のみの場合には0.753)。言い換えれば、裁判結果について、勝訴だったと考える当事者は、当該結果を正当と評価する傾向があり、逆に、敗訴だったと考える当事者は、当該結果を不当と評価する傾向があるわけである。このこと自体は、極めて常識的な結果ということができるが、結果が判決であっても、和解であっても、違いがない、ということになる。言い換えれば、和解による解決は、当事者が自ら受け入れたものであるから、たとえ内容的な有利・不利については判決と同様のものであっても、判決よりも正当なものとして評価される、ということなることは、今回の調査結果からはいえない。

さらに、事件の解決が一方当事者の全面勝訴(敗訴)である場合には、判決で一刀両断

に解決した方が、勝訴当事者にとっても、敗訴当事者にとっても、ともに解決内容が「正当だ」と評価されやすいのに対して、両者の勝敗がそれほどはっきりしない事件においては、和解によって解決内容を調整することが、内容の正当性評価に積極的な影響を与える、ということが言えることも分かった。

判決で終わった事件では、勝敗評価についても、正当性評価についても、和解交渉がなかったとされている場合の方が、回答が両極端に集まる傾向がみられる。これは、おそらく、一方当事者が全面勝訴になるような事件では、あまり和解交渉が試みられることなく判決へと進むことが比較的多い、ということを示しているものであろう。これに対して、和解で終わった事件に関しては、和解交渉がなかったとされている事件の方が、和解交渉があったとされている事件よりも、「勝訴だった」「正当だ」との回答が多くなっているようである。

これまでに見てきたように、判決と和解とでは、その勝敗の評価においても、また、正当性の評価においても大きな差はなく、強いて言えば、判決は、勝訴・敗訴がはっきりしている事案でその正当性が高く評価される傾向があり、和解は、中間的な結論の事案で正当性が高く評価される傾向がある、という点に特徴を見出し得る。

本調査では、結果の勝敗・正当性の評価とは別に、「この裁判全体をふりかえって、今回と同じような問題に将来巻き込まれたら、また裁判を利用したいと思いませんか」という質問をしている。この質問に対する回答は、判決の場合と和解の場合で差が見られる。そこで次に、この裁判手続再利用意欲の点をめぐる調査結果について分析する。判決事件の回答者の方が、「利用したい」、「どちらかといえば利用したい」との回答が多く、逆に、和解事件の回答者の方が、「どちらかといえば利用したくない」、「利用したくない」との回答が多くなっている。したがって、判決当事者の方が、和解当事者よりも、「同じような問題に将来巻き込まれたら、また裁判を利用したい」と思う傾向がある、ということになる。

次に、和解交渉の有無と再利用意欲との関係を検討した。ここで注目されるのは、和解交渉を経て和解に至ったケースでは、他の場合と比較して、「利用したい」との回答が少なく（18.9%）、逆に、「利用したくない」との回答が多い（18.0%）という点である。

平均値でみても、和解交渉がなかったとした回答者は、和解交渉があったとした回答者よりも、より「利用したい」との方向に回答が偏っており、統計的にも、両者の間には有意な差が認められる。したがって、和解交渉が実施された事件の当事者は、和解交渉が実

施されなかった事件の当事者よりも、「同じような問題に将来巻き込まれたら、また裁判を利用したい」とは思わない傾向がある、ということになる。

以上からすると、和解で終結した事件の当事者は、判決で終結した事件の当事者よりも、裁判手続の再利用意欲が低い、和解交渉が実施された事件の当事者は、和解交渉が実施されなかった事件の当事者よりも、裁判手続の再利用意欲が低い、ということがいえることになる。このような現象は、解決結果の内容それ自体に由来するものではないようである。実際、結果の勝敗評価及び正当性評価と、再利用意欲の強さとの間には、たしかに有意な相関関係は存在するのですが、相関係数は比較的小さなものでしかない（それぞれ、0.271及び0.235）。

そこで、判決で終結した事件の当事者は、解決内容それ自体とは別の理由から、和解で終結した事件の当事者よりも、裁判手続の利用経験に満足している、という説明がありえよう。

この仮説に従う場合には、いったいいかなる理由で判決当事者の方が和解当事者よりも高い満足を得ているのか、という点がさらに問題となる。ここで示唆的なのは、判決終結事件の当事者は、和解終結事件の当事者と比較して、裁判によって白黒をはっきりさせる、相手に非を認めさせる、といった期待を強く持っており、他方で、和解終結事件の当事者は、相手方との関係修復といった期待を比較的強く持っている、という点である。

このように、判決当事者と和解当事者が訴訟に対して抱いている期待がもともと異なっているとすれば、判決当事者が抱いている「白黒をはっきりさせる」といった期待が判決によって充足される度合いが比較的大きいに対して、和解終結事件の当事者が抱いている「相手方との関係修復」といった期待は、必ずしも現実の訴訟上の和解によっては充足されていない（すなわち、仮に訴訟上の和解が成立した場合であっても、いったん相手方との関係が裁判にまでこじれている以上、関係修復といった期待が必ずしも満たされない場合も多いと考えられる）といった事情により、前者の方が高い満足が得られている、という可能性があるように思われる。

実際、今回の調査で質問した裁判への期待のうち、いくつかの項目は、裁判の再利用意欲との間に有意な相関関係がみられる。例えば、白黒をはっきりさせる、相手をこらしめる、相手に非を認めさせる、といった項目は、再利用意欲との間に正の相関関係があり、他方で、相手と話し合いの場をもつこと、相手との関係を修復すること、といった項目は、再利用意欲との間に負の相関関係があるが、このことは、先に述べた仮説と整合的である

といえる。

こうした当初の期待の構造とは別に、和解当事者の方が判決当事者よりも実際の訴訟経験において大きな不満を抱いている、という可能性もあるかもしれない。この関係では、和解内容を「勝訴だった」と評価している当事者の場合には、判決の場合と同様の再利用意欲を示しているのに、「どちらかといえば勝訴だった」以下の回答者では、いずれも、判決の場合よりも低い再利用意欲となっていることが注目される。このことは、あるいは、内容的に必ずしも満足できないにもかかわらず和解を余儀なくされている当事者の存在が、和解当事者の低い再利用意欲につながっている、ということを示唆するものかもしれない。

次に、和解交渉の有無という観点からは、和解交渉を経て和解を締結した場合に再利用意欲が最も低い、という結果になっている。これは、和解の正当性の評価に関して述べたのと同様、和解交渉が実施された事件は当事者双方の有利不利が必ずしもはっきりせず、両者の対立が厳しい事案であったとすれば、そのことと関係するものかもしれない。つまり、和解交渉が実施された事件は、もともと両当事者が満足するような和解をすることが困難な事案であり、和解が成立したとしても、当事者に内容面での不満を残すことが多い、という可能性がある。

もっとも、別の可能性として、和解交渉があった事件では、交渉がなかった事件よりも、事件の解決までに時間がかかっていることから、単にそのことが、低い再利用意欲につながっているということも考えられる。しかし、実際には、事件の係属期間と再利用意欲との間には有意な相関関係は認められないことから(相関係数 -0.175 、有意確率 0.139)、係属期間の長短からこの結果を説明するのは、無理がある。

訴訟の結果が勝訴だったのか敗訴だったのか、あるいはそれが正当だったのか不当だったのかといった結果の評価について見ると、一方では、訴訟の判決で終わった場合のほうが全面勝訴あるいは全面敗訴だった、あるいは全面的に正当ないし不当だ、といったような両極端に回答が集まる傾向が認められる。しかし、全体の平均を見ますと、実は判決の場合であっても和解の場合であっても、平均値としては統計的には差が認められない。このことを別の言葉で敷衍しますと、結局この回答を見る限り、和解の場合であっても、一方には、有利だと考えて和解をする人もいるけれども、それと同じぐらい、不利だけれども仕方がないと思って和解を受け入れている当事者がいる、ということである。その点では、判決と和解との間で本質的な違いがどうも見られない、ということになりう

る。理想的な和解として、ウィン・ウィンの解決というようなことが言われることもあるが、実際には判決と比較して当事者双方がともに得をするというような和解というのがそれほどあるのかということ、このデータからは、現実にはそういうものは余り多くないのではないか、ということが示唆される。

次に、勝敗の評価と正当性の評価の関係について見ますと、どうも判決の場合には、全面勝訴とかあるいは全面敗訴という両端の場合に和解よりもその結果が正当であったと評価される傾向がある。それに対して、和解の場合には、とりわけ「どちらかといえば敗訴」というような結果であった場合に、判決よりもその結果が正当だったと評価される傾向がある。結果として、両極端の場合には判決のほうが正当性が高いと評価され、真ん中あたりあるいは若干不利であるぐらいのところでは和解が正当と評価されていることになる。少し不利だけれども仕方がないというレベルの解決をする場合に、その解決が正当であるという評価を生み出すという点に、和解あるいは独自の機能があるのかもしれない。

最後に、裁判手続再利用の意欲については、判決当事者のほうが和解で終わった事件の当事者よりもまた裁判を利用したいと思う傾向が強い。どうも結果の内容、勝敗とか正当、不当ということとは別に、判決で終わった事件の当事者のほうがより高い満足を得ている、あるいは逆に、和解で終わった事件の当事者のほうがより強い不満を感じている、という可能性がある。

そうだとすると、当事者の満足という観点からは、一概に和解のほうが判決よりも優れた事件の処理方法であるとは言えないことになる。そういう意味では、判決の持つ価値というものが見直されてよい面もあるのかもしれない。

以上の他にも、一般人調査との比較、弁護士と当事者の関係、などなど膨大な量の知見が得られており、論文や著書として発表している最中であるが、頁数が足りないため、この報告書では割愛せざるを得ないことをお詫びする。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 11 件)

Ota, Shozo, "The Lawyer-Client Relationship in Civil Litigation: Mutual Understanding or Misunderstanding?," 『名城法学』, 58 巻 4 号, 93-111 頁, 2009 年, 査読無

Footo, Daniel H., "Nationwide Survey of Civil Litigation Behavior: Introduction and Overview," 『名城法学』, 58 巻 3 号, 2-11 頁, 2009 年, 査読無

Kawai, Mikiyo, "Characteristics of Japanese Litigants: Analysis of Questionnaire Survey," 『名城法学』, 58 巻 3 号, 12-23 頁, 2009 年, 査読無

Kakiuchi, Shusuke, "Settlement and Evaluation of Civil Litigation Experience," 『名城法学』, 58 巻 3 号, 46-68 頁, 2009 年, 査読無

太田, 勝造 「『法曹の質』の調査研究: 依頼者・弁護士関係」, 『法社会学』, 70 号, 159-168 頁, 2009 年, 査読無

太田, 勝造, 「市民から見た弁護士利用」, LIBRA(東京弁護士会), 8 巻 12 号, 12-17 頁, 2008 年, 査読無

フット, ダニエル・H, 「外から見た日本の法曹人口・法曹養成—司法へのアクセスは本当に向上するか」, 『法律時報』, 80 巻・4 号, 24-34 頁, 2008 年, 査読無

Daniel H. Footo, "Recent Reforms to the Japanese Judiciary: Real Change or Mere Appearance?," 『法社会学』, 66 号, 128-161 頁, 2007 年, 査読無

太田 勝造(「法曹の質」研究会代表として執筆) 「『法曹の質』の検証方法に関する研究」, 『法と実務』, 2007 年 6 月号, 1-93 頁, 2007 年, 査読有

太田 勝造, 「交渉の理論と方法を学ぶ」, 岩波書店編集部編 『いま, この研究がおもしろい Part 2』, 2 巻, 1-30 頁, 2007 年, 査読無

Kakiuchi, Shusuke, 「Access to Justice in Japan」, Japanese Reports for the XVIIth International Congress of Comparative Law (ICCLP Publications, No. 10, 113-146 ページ, 2007 年, 査読無

[学会発表](計 15 件)

OTA, Shozo, et al., "The Lawyer-Client Relationship in Civil Litigation: Mutual Understanding or Misunderstanding?," Law & Society Association, May 30, 2009, Denver, U.S.A.

河合, 幹雄 「訴訟が活発な業界と企業があるのか: 2004 年民事訴訟行動調査報告から」, 日本法社会学会, 2009 年 5 月 10 日, 明治大学

太田, 勝造 「民事訴訟をめぐるイメージ - 紛争、交渉、裁判、法律家とイメージ」, 日本法社会学会, 2009 年 5 月 10 日, 明治大学

垣内, 秀介 「民事訴訟の機能と利用者の期待」, 日本法社会学会, 2009 年 5 月 10 日, 明治大学

フット, ダニエル・H(コーディネーター),

「ミニシンポジウム : 法化社会における紛争処理と民事司法: 訴訟行動調査班からの報告」, 日本法社会学会, 2009 年 5 月 10 日, 明治大学

OTA, Shozo, et al., "Settlement Negotiation in Japan's Civil Litigation," Joint Meeting of Law & Society Association and Canadian Law & Society Association, May 29, 2008, Montreal, Canada

河合, 幹雄, 「実態調査からみた民事裁判利用者の法意識」, 日本法社会学会, 2008 年 5 月 10 日, 神戸大学

垣内, 秀介, 「和解と当事者による訴訟手続の評価」, 日本法社会学会 2008 年 5 月 10 日, 神戸大学

フット, ダニエル・H, 太田勝造(コーディネイターズ), 「ミニシンポジウム : 全国調査からみた民事訴訟制度 利用者と代理人の意思決定と評価」, 日本法社会学会, 2008 年 5 月 10 日, 神戸大学

太田, 勝造, 「『法曹の質』の調査研究: 法律相談者評価と弁護士自己評価・ピアレビュー」, 日本法社会学会, 2008 年 5 月 10 日, 神戸大学

フット, ダニエル・H, 「外から見た日本法政の改革—司法へのアクセスは本当に向上するか」, 司法アクセス学会第 1 回大会, 2007.12.08, 弁護士会館(東京)

Footo, Daniel H., Views of Litigation, Lawyers, and Judges in Japan: Contrasting the Views of Litigants, Lawyers, and the General Public, Joint Annual Meeting of the Law and Society Association and Research Committee on Sociology of Law, 2007.07.25, Humboldt University, Berlin, Germany

OTA, Shozo, et al., Evaluation of Civil Litigation Experience among Japanese People: From National Survey on Litigants and Lawyers," LSA-RCSL Joint Annual Meeting, July 25, 2007, Humboldt University, Berlin, Germany

OTA, Shozo, 「Social Science in Japanese Law: Toward a Rational Law Making with the Use of Legislative Fact Approach」, Joint Annual Meeting of the Law and Society Association and Research Committee on Sociology of Law, Humboldt University, Berlin, Germany

Kakiuchi, Shusuke, 「Expectations and Worries of Litigants and the General Public in Japan」, Joint Annual Meeting of the Law and Society Association and Research Committee on Sociology of Law, 2007.07.25, Humboldt University, Berlin, Germany

〔図書〕(計 8 件)

太田勝造, ダニエル・H・フット, 濱野亮, 村山眞維(編), 有斐閣, 『法社会学の新世代』, 2009年, 371頁

村山眞維(編), 文部科学省科学研究費・特定領域研究, 『法化社会における紛争処理と民事司法・ワーキングペーパー第5集』, 2008年, 208頁

村山眞維(編), 文部科学省科学研究費・特定領域研究, 『法化社会における紛争処理と民事司法・ワーキングペーパー第4集』, 2008年, 209頁

村山眞維(編), 文部科学省科学研究費・特定領域研究, 『法化社会における紛争処理と民事司法・ワーキングペーパー第3集』, 2008年, 260頁

Murayama, Masayuki et al., Grant-in-Aid for Scientific Research for Priority Areas, International Symposium on Dispute Resolution and Civil Justice in the Legalizing Society, 2008年, 57頁

フット, ダニエル・H, NTT 出版, 『名もない顔もない司法: 日本の裁判は変わるか』, 2007年, 356頁

太田勝造(草野芳郎と編著), 白桃書房, 『ロースクール交渉学(第二版)』, 2007年, 280頁

太田勝造(編著), 商事法務, 『チャレンジする東大法科大学院生: 社会科学としての家族法・知的財産法の探求』, 2007年, 192頁

〔その他〕

・ホームページ

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ilss/contents05.html>

・法化社会における紛争処理と民事司法

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/~sota/cjrp/index.html>

・訴訟行動調査

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/~sota/cjrp/index.html>

・特定領域全体(邦文)

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ilss/tokutei.html>

・特定領域全体(英文)

http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ilss/english/e_tokutei.html

6. 研究組織

(1) 研究代表者

ダニエル・H・フット(Daniel H. Foote)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号: 10323619

(2) 研究分担者

太田 勝造(OTA SHOZO)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号: 40152136

垣内 秀介(KAKIUCHI SHUSUKE)

東京大学・大学院法学政治学研究科・准教授
研究者番号: 10282534

河合 幹雄(KAWAI MIKIO)

桐蔭横浜大学・法学部・教授
研究者番号: 40257423

(3) 連携研究者

なし